

新旧対照表

○国定公園内における許可、届出等の取扱要領

改正後	改正前
<p>(略)</p> <p>(許可に関する審査基準) 第4 許可申請の許可の適否の審査に当たっては、規則第11条に規定する許可基準及び同条第36項の規定に基づき千葉県知事が定める許可基準の特例（「南房総国定公園の特別地域内の行為の許可基準の特例を適用する地域及び基準の特例」（平成12年3月31日告示第333号）及び「水郷筑波国定公園の特別地域内の行為の許可基準の特例を適用する地域及び基準の特例」（平成12年3月31日告示第334号）（以下「許可基準等」という。）によるものとする。</p> <p>2 規則第11条に規定する基準の解釈及び運用に当たっては、「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について」（平成12年8月7日付け環自計第171号・環自国第448-1号、448-2号、448-3号 環境庁自然保護局長通知、(削除)（以下「細部解釈等」という。）によるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(普通地域内における行為の措置命令等) 第14 処分は、自然公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準（平成16年6月18日制定、(削除)（以下「処理基準」とい</p>	<p>(略)</p> <p>(許可に関する審査基準) 第4 許可申請の許可の適否の審査に当たっては、規則第11条に規定する許可基準及び同条第35項の規定に基づき千葉県知事が定める許可基準の特例（「南房総国定公園の特別地域内の行為の許可基準の特例を適用する地域及び基準の特例」（平成12年3月31日告示第333号）及び「水郷筑波国定公園の特別地域内の行為の許可基準の特例を適用する地域及び基準の特例」（平成12年3月31日告示第334号）（以下「許可基準等」という。）によるものとする。</p> <p>2 規則第11条に規定する基準の解釈及び運用に当たっては、「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について」（平成12年8月7日付け環自計第171号・環自国第448-1号、448-2号、448-3号 環境庁自然保護局長通知、改正平成22年4月1日付け環自国発第100401008号環境省自然保護局長通知）（以下「細部解釈等」という。）によるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(普通地域内における行為の措置命令等) 第14 処分は、自然公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準（平成16年6月18日制定、改正平成22年6月4日（以下</p>

改正後	改正前
<p>う。))によるほか、風景を保護するために必要があると認める場合に行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(その他)</p> <p>第19</p> <p>この要領に定めのない事項等については、国立公園の許可、届出等の取扱要領（平成17年10月3日付け環自国第 <u>051003001</u> 号環境省自然環境局長通知 <u>(削除)</u>）に準じ取り扱うものとする。</p>	<p>「処理基準」という。)によるほか、風景を保護するために必要があると認める場合に行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(その他)</p> <p>第19</p> <p>この要領に定めのない事項等については、国立公園の許可、届出等の取扱要領（平成17年10月3日付け環自国第 <u>0510030017</u> 号環境省自然環境局長通知、<u>改正 平成22年4月1日付け環自国発第100401006号環境省自然環境局長通知</u>）に準じ取り扱うものとする。</p>